

## 出エジプト記22章 「償いによる公正」

### 1A 償い 1-15

1B 盗みについて 1-6

2B 預けた物の紛失について 7-15

### 2A 道徳 16-27

1B 性的・霊的清さ 16-20

2B 弱者への憐れみ 21-27

3B 神への礼拝 28-31

## 本文

出エジプト記22章を開いてください。私たちの学びは、「神の定め」に入っています。21章1節に、「1これらはあなたが彼らの前に置くべき定めである。」とありますね。これは、神の正しい教えを、さらに具体的に私たちの生活でどのように適用されるのか、その真っ直ぐな物差しのことです。当時は、統治をすると裁判をするのは、今のような三権分離はなかったので、「裁く」とは「統治する」「治める」という意味もあります。主が、十の戒めを語られた後に、今度は、生活における真っ直ぐな教えとして、定めとして語られているのです。そして、正しい定めがあれば、平安があります。平和の神が支配し、人々が安心することができます。

前回、21章では、初めに、エジプトからの解放を経験したイスラエルの民に、奴隷の七年目の解放を教えました。七年目には、奴隷は自由の身となるというものです。それから次に、殺傷事件について主は定めを与えられました。人を殺した者は殺される。傷害事件については、償いをする。目には目を、歯には歯をいう有名な掟もありました。そこから私たちは、神は公平に報いを与えられる方なのだ、ということを知りました。悪に対しては悪で報い、善に対しては善で報いるということです。ここがしっかりしていれば、私たちの心には平安で満ちます。確かに神は真実で、正しい方だと知ることができます。イエス様の十字架は、その神の公正がしっかりと現れている場です。私の罪が、公正に裁かれたところです。身代わりになって処罰されたのですが、そこで全てが裁かれたので、もはや自分に対する罪定めは残されていない、ということです。

そして今晚は、「償い」について見ていきます。償いをもって、神の正しさ、公正を見て行きます。

### 1A 償い 1-15

1B 盗みについて 1-6

1 人が牛あるいは羊を盗み、これを屠るか売るかした場合、牛一頭を牛五頭で、羊一匹を羊四匹で償わなければならない。

主は十戒で、「盗んではならない」と言われました。そこでイスラエル人たちの生活の中で、「盗み」が起こった時にどうするのか、その定めを告げておられます。イスラエル人たちは、この荒野の生活でもそうですし、約束の地でも農耕生活が中心になります。それで、所有物が「牛あるいは羊」になります。けれども、私たちの全ての所有物について同じ定めが当てはまりますね。

盗みを働いた時に、その盗んだ物と等価のものを弁償するだけでなく、牛の場合は五倍に、羊は四倍にして償います。箴言 6 章 30-31 節には、盗みをしたら七倍を償い、自分の家の全財産を与えなければならない、とまで書かれています。自分が盗んだ物よりも大きな対価をもって償わないといけないとされています。

このことについて、旧約聖書と新約聖書にそれぞれ、言及されている箇所があります。サムエル記第二、12 章、ダビデの友ナタンが来て、貧しい男が一匹の雌の子羊だけを飼っている者から、牛と羊を多く飼っている裕福な者が取り上げたことを話した時に、ダビデは、激しい怒りを燃やして、「主は生きておられる。そんなことをした男は死に値する。」と言い、それら、「その男は、あわれみの心もなく、そんなことをしたのだから、その雌の子羊を四倍にして償わなければならない。(6 節)」と言っています。もちろんこれは、ナタンはダビデが、ウリヤの妻を奪い取ったことを指していましたが、ダビデは四倍で償わなければいけないと言ったのは、ここの定めがあったからです。そして、取税人ザアカイのことがあります。いちじく桑の木によじ登ったザアカイを見たイエス様は、彼の家で食事をするをお話しになりました。そして、「ルカ 19:8-9 しかし、ザアカイは立ち上がり、主に言った。「主よ、ご覧ください。私は財産の半分を貧しい人たちに施します。だれかから脅し取った物があれば、四倍にして返します。」イエスは彼に言われた。「今日、救いがこの家に来ました。この人もアブラハムの子なのですから。」とあります。ザアカイが四倍にして返すと言ったところに、彼の悔い改めと、神の救いを受けているその実が現れていることを示しています。

2 もし盗人が抜け穴を掘って押し入るところを見つけられ、打たれて死んだなら、打った者に血の責任はない。3 もし日が昇っていれば、血の責任は打った者にある。盗みをした者は必ず償いをしなければならない。もし盗人が何も持っていなければ、盗みの代償としてその人自身が売られなければならない。

盗人が見つけられた時についての定めです。盗人を捕まえるために打った時に、死んでしまった時のことを取り扱っています。これは 21 章で読みましたが、殺意があったのかどうか問われています。夜の時、そこにいるのかあまり定かでない時、自衛のために打つことは許されます。けれども、白昼の時は見えるのですから、自衛のために打って殺すことは許されません。それで打った者に責任があります。

そして盗人は必ず償いをしなければいけないこと、また、自分に代償を支払うことができなければ、身売りしてでも支払わないといけなさとされています。

4 もしも、牛であれ、ろばであれ、羊であれ、盗んだ物が生きてままで彼の手もとにあるのが確認されたなら、それを二倍にして償わなければならない。

牛と羊が、そのまま戻って来た場合のことです。ここでは、「二倍」の償いなのです。ある時に、非常に興味深い逸話を聞きました。ある牧師さんが自分のノートパソコンを盗まれたそうです。犯人は捕まり、パソコンは戻ってきました。ところがその牧師さんは、「これを一台だけでなく、二台で返さないといけな」と言ったのです！この御言葉を思いながらそういったそうですが、とても面白いですね。

ここで、償いとは何なのか？なぜ二倍なのか？について考えたいと思います。盗んではならない、と主が命じられた時に、それは単なる物質のことではありません。その所有物というのは、神がその人に任せた物です。ですから、たかが所有物、されど所有物なのです。神が任せたというところにある価値、尊厳があり、そこを侵害した、取り上げたということが問題なのです。ですから、それは物が取られただけでなく、霊的にも損傷を与えたのです。それで、主はその所有物を返却することだけでなく、それ以上に償う必要があることを教えています。

神の恵みと慰めは、この原理に基づいています。神がイスラエルの民をその罪のゆえに懲らしめられました。そこで罪を赦す時に慰めを与えられますが、こう言われています。「イザ 40:2 エルサレムに優しく語りかけよ。これに呼びかけよ。その苦役は終わり、その咎は償われている、と。そのすべての罪に代えて、二倍のものを【主】の手から受けている、と。」人が罪のゆえに受けている損失があります。その損失を埋めるだけでは、真実な慰めになりません。これを神の憐れみと呼びます。本来受けるべき神の裁きを受けなくてもよくした、罪が赦されたのです。しかしそれ以上にするのが恵みです。さらに大いなる祝福を与えて、二倍のものをその者に与えるのです。放蕩息子がそうでしょう。本来なら父に受け入れられるだけで幸いです。けれども、父は彼を受け入れただけでなく、息子の地位に戻したのです。

そして、イエス様は償いの原理をもって、ご自身の命を献げることをお語りになりました。「マル 10:45 人の子も、仕えられるためではなく仕えるために、また多くの人のための贖いの代価として、自分のいのちを与えるために来たのです。」罪に対して、その償いがなければいけません。けれども、その対価をイエス様が身代わりにお支払いして、それで私たちの魂が贖われるのです。

5 人が畑あるいはぶどう畑で家畜に牧草を食べさせるとき、放った家畜が他人の畑を食い荒らした場合、その人は自分の畑の最良の物と、ぶどう畑の最良の物をもって償いをしなければな

らない。6 また、火が出て茨に燃え移り、積み上げた穀物の束、刈られていない麦穂、あるいは畑を焼き尽くした場合、その火を出した者は必ず償いをしなければならない。

自分の家畜が他者の畑に損害を与える時も、また火によって他者の畑が燃えてしまったら、「それは自分がやっていない」ということは言えません。自分の管理について責任が問われるのです。ですから償いとしないといけません。

## 2B 預けた物の紛失について 7-15

そこで次から、「預かった物品について、管理していなかった場合の過失」について語られます。

7 人が金銭あるいは物品を隣人に預けて保管してもらい、それがその人の家から盗まれた場合、もしその盗人が見つかったなら、盗人はそれを二倍にして償わなければならない。8 もし盗人が見つからないなら、その家の主人は神の前に出て、彼が隣人の所有物に決して手を触れなかったと誓わなければならない。

盗人が捕まれば、先ほどと同じように二倍の償いをその本人にすればよいですが、捕まらない場合、借りた人が、自分が盗まなかったことを誓わなければいけません。

ここで「神の前に出て」とあります。ここの「神」の言葉はエロヒムであり、確かにそのように訳すことができます。けれども、エロヒムは裁判官に対しても使われることがあります。それは、裁判官は神から任されて、さばきを二者の間で行なう存在だからです。この言葉を使って、イエス様は、ご自分のことを非難するユダヤ人に応答されました。「ヨハ 10:35-36 神のことばを受けた人々を神々と呼んだのなら、聖書が廃棄されることはあり得ないのだから、『わたしは神の子である』とわたしが言ったからといって、どうしてあなたがたは、父が聖なる者とし、世に遣わした者について、『神を冒瀆している』と言うのですか。」イエス様のご自分を神の子とし、父なる神と同等にしたことでユダヤ人は怒っていましたが、裁判官でさえ神々と呼ばれているのだと言われています。ところで、ここの箇所を使って、モルモン教は人々が神々になることができる、と教えます。しかし、これはさばき人のこと、裁判官のことを指している言葉です。

9 所有をめぐるすべての違反行為に関しては、それが、牛、ろば、羊、上着、またいかなる紛失物についてであれ、一方が『これは自分のものだ』と言うなら、その双方の言い分を神の前に持ち出さなければならない。そして、神が有罪と宣告した者は、それを二倍にして相手に償わなければならない。

これは、誰かに預けたとか、そういうことだけでなくすべての違反行為について話しています。「あれっ？これって、私のじゃないの？」と思われるものが誰かの家で見つかったとします。「いや、

これは自分で買ったものだ」と反論します。「いや、私のだ！」と言い張ります。こう言ったことが起こったら、神の前、具体的には裁き司の前に持っていき、有罪と宣告した者が二倍の償いをします。

10 人が、ろば、牛、羊、またいかなる家畜でも、隣人に預けてその番をしてもらい、それが死ぬか、負傷するか、連れ去られるかしたが、目撃者がいない場合、11 隣人の所有物に決して手を触れなかったという【主】への誓いが、双方の間になければならない。その持ち主はこれを受け入れなければならない。隣人は償いをする必要はない。12 しかし、もしも、それが確かにその人のところから盗まれたのであれば、その持ち主に償いをしなければならない。

他人から預かっている家畜であっても、もしその家畜を損失したのなら、弁償をしなければいけません。その人がどうにもならないような事情で死んでしまったり、負傷、またいなくなったのであれば責任は問われませんが、もしその人のいるところで盗まれたのなら、預かっていた人が償いをします。つまり、ここで問われているのは、「管理責任」です。それぞれに任されているものについて、管理しなければならず、その管理を怠ることは、意図的な盗むこととはもちろん違いますが、その損失に対して償いをしなければいけないということです。

神は、私たち一人一人を管理するように造られました。「創 1:26 こうして彼らが、海の魚、空の鳥、家畜、地のすべてのもの、地の上を這うすべての生き物を支配するようにしよう。」そして、マタイ 25 章には、五タラント、二タラント、一タラントの僕たちの喩えがあります。私たちは管理者として召されています。したがって、私たちは自分に任されていることを管理しないのであれば、それはその人の非になるのだ、自分は何もやっていないということではないのだ、ということです。そういったところから、一タラントのしもべは、その任された財産に対して何ら関わらなかった。関わらないということは、実は無実ではなく、主人から任されたものを活用していないという大いなる盗みの罪なのです。主から任されたものを積極的に用いるというろことまで言って、初めてキリスト者は真つ当な生活ができます。

## **2A 道徳 16-27**

ここまでが盗みや償いについての定めでした。次からは、財産ではなく、もっと道徳的なことで、人や神に対して罪を犯していることについての定めです。

### **1B 性的・靈的清さ 16-20**

16 人が、まだ婚約していない処女を誘惑し、彼女と寝た場合、その人は必ず、彼女の花嫁料を払って彼女を自分の妻としなければならない。17 もしその父が彼女をその人に与えることを固く拒むなら、その人は処女の花嫁料に相当する銀を支払わなければならない。

15 節までは「盗んではならない」という戒めに関わるのですが、ここでは「姦淫してはならない」

という戒めに関わることです。といっても、既婚者が他の女あるいは男と寝るということではなく、ここでは婚前交渉の話をしています。今現代の性の価値観の混乱がありますので、ここの箇所はとも重要な部分です。

婚前交渉をしたときには、必ずその人と結婚しなければいけない、というものです。「花嫁料」とあります。16節の訳は、「花嫁料として」と訳したほうがいいかもしれません。結婚をせずに性関係をもたらされたら、その人はその人と結婚する以外に、他の男と結婚することができないからです。ダビデの息子アムノンが同じく娘のタマルを凌辱しました。その時に、「私を追い出すなど、なおいっそう悪いことです。」とタマルは言いました。けれどもアムンは追い出しました。それでタマルは、「兄アブサロムの家でわびしく暮らしていた」とあります(Ⅱサム 13:10)。ですから、必ず結婚しないといけません。それが花嫁料ということです。

しかし、父が固く拒むなら、その男は花嫁料に相当する銀を支払います。現在のように独身女性への就職の間口や、母子家庭への福利厚生がありませんから、独りで暮らすことは非常に難しくなります。したがって、彼女の父が彼女を養うことになりますが、そのときの生活費、つまり現在の慰謝料を保証金として与えます。

聖書の、結婚が書かれている箇所を注意深く読んでいくと、男女の性的結びつきがそのまま結婚として定義されていることに気づきます。有名な、初めの結婚であるアダムとエバの結婚について説明する箇所でも、「ふたりは一体となる」とあります。肉体関係を持つことは、男と女が一生涯、霊的に、精神的に、また社会的に一組の夫婦として生きていくことの証しとなっているのです。ですから、肉体関係を持つことと結婚を引き離すことは決してできないのです。定義として、結婚と男女の交わりは一对なのです。雅歌を読んでみてください、結婚前提の付き合いから始まり、結婚式、そして初夜の床入りで頂点に達しています。

ですから結婚を考えている男女は、結婚式の後までその関係を待ちます。そして、待つという行為が、非常に霊的に重要なこととなります。というのは、婚姻関係は、エペソ書5章によるとキリストと教会を表す関係になっており、花嫁が花婿を待ち、婚姻まで自分の貞潔を守ることは、ちょうど教会が、主イエス・キリストが教会のために戻ってきてくださるのを待っているのと同じだからです。

英語では、結婚は consummation とも呼ばれます。完成とか成就とかいう意味です。当時のユダヤ人の結婚は、いくつかの段階がありました。幼い男の子と女の子が、それぞれの両親の申し合わせによって、将来結婚することを決められます。そして婚礼期になったら、婚約をします。一年ぐらいの期間です。その間、男女はほとんど夫婦の関係と等しいぐらいの法的拘束力を持っていますが、その間にそれぞれに貞潔が求められます。もし他の男、あるいは女と寝たならば、死刑になるという律法もあります。(ですから、マリヤの夫ヨセフは、婚約していたマリヤがみごもった話を

聞いて、内々に離縁しようと決めたのです。彼女を死刑に定められることがないようにするために、)したがって、非常に長いテストの期間、待つ期間があり、それについて結婚式、祝宴を終えて、その後すぐに初夜を迎えて完成、成就します。この待つ期間を通して、その後の夫婦生活が、霊的にも、精神的にも豊かにされるのです。

#### 18 呪術を行う女は生かしておいてはならない。

オカルトや占いを行なう者に対する定めです。そのようなことをする者は死罪です。ここで「女」とありますが、それは聖書を見ても、また実際を見ても、女が霊媒師であることが多いからです。男性への雑誌に占いの記事はあまり見ませんが、女性向け雑誌には多いですね。

なぜいけないのかと言うと、お遊びに見える占いやチャネリングは、多くの場合、何らかの霊と交流することによって、それらの知識を得ます。神は霊です。神は、霊において人と交わりをすることを願っておられ、もし人が異なる霊と交わりをするなら、霊的姦淫の罪を神に対して犯すこととなります。そして、悪霊は悪しき霊です。神は人の最善を考えておられますが、悪霊どもは人を破壊することを考えています。人を恐れや不安を駆り立てさせ、または他のあらゆる汚れた行ないへと誘い込み、そのとりにさせようとしています。それゆえ、呪術者は死罪に定められます。

#### 19 動物と寝る者はみな、必ず殺されなければならない。

獣姦とも呼ばれる行為ですが、これも死罪です。当時の世界で異教の世界では頻繁に起こっていたことでしょう。結婚していない男や女と寝ることも罪ですが、人ではないものと通じるのは、もっと恐ろしい罪です。

#### 20 ただ【主】ひとりのほかに、神々にいけにえを献げる者は、聖絶されなければならない。

十戒の中にある、「わたしのほかに、ほかの神々があってはならない」の戒めの適用です。偶像礼拝の行為は、聖絶です。これら偶像礼拝行為には、しばしば、先に書かれている性的倒錯が含まれていることです。宗教儀式の中で、淫らな行為をします。神が、聖絶しなさいと命じられている大きな理由は、そこにもあります。

#### 2B 弱者への憐れみ 21-27

そして次は、十戒の中にはないですが、その前置きになっている神のイスラエルへの取り計らいに関わることです。「わたしは、あなたをエジプトの地、奴隷の家から導き出したあなたの神、主である。(20:1)」というところです。それで 21 章の初めは、奴隷の七年目の解放の定めがありました。自分たちが贖われたのだから、人々に神の贖いの中に導く使命が与えられているのです。そ

れで、弱者への憐れみと救済の定めがイスラエルに与えられています。

21 寄留者を苦しめてはならない。虐げてはならない。あなたがたもエジプトの地で寄留の民だったからである。

在留異国人への保護です。あなたがたもエジプトにいたのだから、どのような苦しみであるかを一番知っているのはあなたである、ということです。あなたこそが寄留者に憐れみかける、神の憐れみを持っているのだということです。

22 やもめ、みなしごはみな、苦しめてはならない。23 もしも、あなたがその人たちを苦しめ、彼らがわたしに向かって切に叫ぶことがあれば、わたしは必ず彼らの叫びを聞き入れる。24 そして、わたしの怒りは燃え上がり、わたしは剣によってあなたがたを殺す。あなたがたの妻はやもめとなり、あなたがたの子どもはみなしごとなる。

寡や孤児は、今の福祉制度がないので、乞食に等しい状況になります。それゆえに、苦しめることは神の怒りを招きます。イエス様は、「マル 9:42 また、わたしを信じるこの小さい者たちの一人をつまずかせる者は、むしろ、大きな石臼を首に結び付けられて、海に投げ込まれてしまうほうがよいのです。」と言われました。主は、小さき者への憐れみを持っておられます。イエス様は、最も小さき者にしたのは、わたしにしたのです、とも言われました。恐れを持って助けるべきだということです。

25 もし、あなたとともにいる、わたしの民の貧しい人に金を貸すなら、彼に対して金貸しのようにあってはならない。利息を取ってはならない。26 もしも、隣人の上着を質に取ることがあれば、日没までにそれを返さなければならない。27 それは彼のただ一つの覆い、彼の肌をおおう衣だからである。彼はほかに何を着て寝ることができるだろうか。彼がわたしに向かって叫ぶとき、わたしはそれを聞き入れる。わたしは情け深いからである。

貧しい人への利息は免除しなければいけません。ロマ 13 章には、誰にも借りがあってはならない、ともあります。そして、主は着る物がなく、寝ることさえもできなくなっているような人の叫びを、聞いておられます。ヤコブの手紙にも、「ヤコブ 5:4 見なさい。あなたがたの畑の刈り入れをした労働者への未払い賃金が、叫び声をあげています。刈り入れをした人たちの叫び声は、万軍の主の耳に届いています。」と書いてあります。

私たちキリスト者は、キリストの血の代価によって贖われた者たちです。罪が赦され、神の恵みを受けました。ゆえに、他の人々に対して、罪の中にいる人々に福音を語り、罪の赦しを宣言します。そして赦しにおいて、キリストはかなり重く命じておられます。赦さない者は赦されないとまで



断言されます。それは自分が赦されているのに、その憐れみと恵みを分かち合わないからです。ちなみに、貧しい人々への施し、寄留者に対する憐れみ、孤児や寡に対する憐れみは、新約聖書の教会に対しても教えられています。

### 3B 神への礼拝 28-31

次に、神への礼拝における定めです。

28 神をののしってはならない。また、あなたの民の族長をのろってはならない。

第四の戒めの「主の御名をみだりにとなえてはならない」に関係する定めです。口を慎むことへの戒めです。新約聖書にも、世俗の権威に対しても、霊的な権威に対しても、従いなさい、敬いなさいという命令が数多くあります。上の権威を敬うことは、すなわち神を敬うことにつながるのです。

29 あなたの豊かな産物と、あふれる酒とのささげ物を遅らせてはならない。あなたの息子のうち長子は、わたしに献げなければならない。30 あなたの牛と羊についても同様にしなければならない。七日間、その母親のそばに置き、八日目にはわたしに献げなければならない。

献げることについての定めです。自分の収穫は主に献げ、しかも遅らせて献げることをしてはいけません。つまり喜んで、惜しみなく献げることです。そして、初物あるいは長子を主に献げる定めです。初子は、動物の場合は祭壇でいけにえとしてささげますが、人間の場合はもちろん、そのようなことは行ないません。けれども、息子を贖うための贖い金を支払います。初物また初子は、もはや自分のものではなく、主のものです。

これはとても大切な原則です。私たちが神を信じ、キリストを信じるということは、自分の余暇として信じるのでもなく、趣味や興味対象として信じるのでもありません。自分にとって、かけがえのない存在、自分のすべてなる方として、信じ、受け入れます。ですから、自分の一番大切なものを主にささげることによって、自分が自分のすべてのものを主にささげていることを示すことができます。優先順位が主になるのです。ですから、献金も自分に収入があったとき、そこからすぐに自分で決めた割合の額を主にささげます。残り物をささげるものではありません。

31 あなたがたは、わたしにとって聖なる者でなければならない。野で獣にかみ裂かれたものの肉を食べてはならない。それは犬に投げ与えなければならない。

死体は汚れたものとみなされます。そして、「犬」に投げ与えなければならないとありますが、聖書では、「犬」が、侮辱に値する者の形容としてよく使われています。私たちがそうした汚れた物を自分のものとするのを避けるように命じておられます。